

金融グループの流動性リスク管理

．序論

この報告書は、ジョイント・フォーラム内の「リスク評価と自己資本に関するワーキング・グループ」(以下、ワーキング・グループ)による、銀行・証券・保険分野で活動する金融コングロマリットの資金流動性リスクの管理実態¹に係る調査結果を取り纏めたものである。この調査は、複数の国、業態、通貨を横断的にカバーした業務を行う、大手金融グループ 40 社を調査対象としている。調査対象となった金融グループの殆どは、銀行・証券・保険のうち、2つ以上の分野で活動している²。この報告書の内容は全て、調査票への回答、インタビュー、ワーキング・グループでのプレゼンテーションを通じて得た調査先からの情報や意見に基づいている。

この調査は5つの論点に焦点を当てて構成されている。

- ・ 大規模な銀行・証券・保険グループによる、特にストレス時における、複数の国、業態、子会社横断的な流動性リスク管理の実態。
- ・ 規制・監督が流動性リスク管理の実務や体制に及ぼす影響。
- ・ 大きな流動性需要を発生させる商品や取引の種類。
- ・ 利用可能な流動性調達手段に関する調査先の想定。
- ・ 調査先が想定している流動性ショックの大きさ。

この報告書は、協力を得た調査先、これらの監督当局、その他関係者向けに、

¹ 資金流動性リスクとは、企業が、現在および将来のキャッシュフローや担保に係る予期された、もしくは、予期されなかった需要に対して、日々の業務や財務状態に影響を及ぼすことなく、これらを効率的に調達できないリスクである。これは、市場流動性リスク、すなわち、マーケットの厚みが十分でないことや、マーケットが混乱していることから、市場価格への多大な影響なしにポジションを減らしたり、相殺したりできないリスクとは異なるリスクである。しかし、どちらの流動性リスクも、同じ要素が発生原因となることが多い。

² 主要な業務分野により分類すると、主に銀行業を営む調査先が 23 社、主に証券業を営む調査先が 5 社、主に保険業を営む調査先が 12 社となっている。また、調査先のうち 14 社は、銀行・証券・保険の 3 分野全てで活発に業務を行っている。

調査結果の概要をフィードバックすることを目的としている。この報告書は、流動性リスク管理のベスト・プラクティスを提示することや、3業態の金融機関または監督当局に対して流動性管理手法についての勧告を行うことを目的とするものではない。流動性リスクの管理や監督に関する今後の作業は、各業態の親委員会（バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構、保険監督者国際機構）の検討に委ねられている。

．主な調査結果

ワーキング・グループでは、金融グループ内で、業態間における流動性リスク管理の統合がどの程度進んでいるかを調査した。銀行・証券・保険のいずれの業態においても、主に、リスク・リミットの設定、モニタリング、流動性に関するコンティンジェンシー・プラン緊急時の資金調達計画に組み込まれたシナリオ分析を通じて、流動性リスクの監視や管理を行っている。しかしながら、複数の業態で活動している金融グループは、業態毎にビジネス・ライン³や資金調達構造の違いがあることを踏まえて、殆どの場合において、業態別に流動性リスク管理を行っている。保険業を業務の柱としている金融グループでは、銀行業や証券業を行っている金融グループと比べて、ほぼ例外なく、業態間の流動性リスク管理の統合が進んでいない。銀行業と証券業との間では、調査先によって程度にかなり差があるものの、業態間の流動性リスク管理の統合がある程度進んでいるのが一般的である。

また、ワーキング・グループでは、各業態内における流動性リスク管理実務の違いについても調査を行った。金融機関の流動性リスク管理実務に影響を与えると思われる要素は、次のようなものである：国際業務の活動範囲、外国で行われる活動の複雑さ、外貨建エクスポージャーの種類、監督当局の要求、法的環境や規制、営業環境、国内市場動向。また、銀行においては、証券会社や保

³ ここで「ビジネス・ライン」とは、各部門における、伝統的な業務やバランスシートの構成を意味する。銀行では、流動性の低い長期の運用（貸出等）を行う一方で、短期の調達手段（預金等）により調達を行っている。証券会社のバランスシートをみると、流動性の高い証券（トレーディング資産）による運用が占める割合が大きく、買戻し契約や株式ローンといった担保付き取引によって調達をしている。保険会社、特に生命保険は、長期の負債を有する一方で、資産サイドでマッチング運用している場合が多い。

険会社よりも、流動性リスクの測定やリミット設定、ストレス・シナリオのタイプ、シナリオ上で想定されている時間軸や仮定、といった点に関する実務の多様性がより大きいことが分かった。

いくつかの調査先は、規制が流動性リスク管理体制のあり方に影響を及ぼしていることを指摘している。規制上の制約のなかには、異国間での流動性の移動を妨げているものがある；例えば、規制上の制約により、流動性資産を一箇所の拠点に集中して保有するのではなく、国および通貨別に分けて保有する必要が生じている可能性がある。

流動性リスクを発生させる商品や取引には、デリバティブ、その他のオフ・バランス商品、オプションが組み込まれたオン・バランス契約がある。また、市場でみられるある種のトレンドは、調査先が晒されている流動性リスクの量を増加させている。こういったトレンドには、資金調達手段の変化、オプション性の商品に対する顧客の関心の高まりが含まれる。

金融機関がストレス時の流動性調達手段として何を想定しているかは、流動性に関するコンティンジェンシー・プランに反映されている。最も重要なことは、殆ど全ての金融機関が、ストレス時に、可能な限り有担保借入による資金調達を想定していることである。金融機関は、流動性に関するストレス・イベントの発生時には、短期の有担保資金の調達市場や、クリアリングやその他の市場インフラにおいて、オペレーショナル・リスクに直面する可能性を考慮に入れている。しかしながら、いくつかの金融機関のストレス・シナリオでは、暗黙に、場合によっては明示的に、複数の市場における混乱を引き起こすようなオペレーショナル・リスクが顕現化した場合には、公的セクターがこれに対応するであろうことを想定している。

ストレス・テストについてワーキング・グループは、個別金融機関に固有のショックと、市場全体へのショックの双方を組み入れているかどうかということや、ストレス・テストのレベルや詳細さについて調べた。殆どの金融機関では、個別金融機関に固有のショック、一般的には格付会社による格下げの影響、を勘案して流動性に係るストレス・テストしている。また、全ての証券会社、保

険会社では、個別金融機関に固有のストレスと市場全体のストレスを組み合わせたシナリオを利用している。一方、銀行では、調査対象の約3分の1の先が、市場環境が不安定となっている中で、個別金融機関に固有のストレス・イベントが起こることを想定したテストを行っており、約3分の2の先については、個別金融機関に固有のイベントと、市場全体のイベントを別々に勘案したシミュレーションを行っている。各々の業態におけるストレス・テストの結果については、業態間でも、業態内でも、ストレス・テストの内容が異なることを考慮のうえ、注意深く解釈されるべきである。いくつかの例外を除き、グループ・レベルで流動性に係るストレス・テストが行われている先では、子会社レベルでも流動性に係るストレス・テストが行われている。